

2024年

10

月号

協会けんぽ

さが支部通信

職場内で回覧・掲示ください。



マイナンバーカードを健康保険証として利用できます
今から使おう! マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

- ◆ 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- ◆ 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- ◆ 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- ◆ マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- ◆ 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- ◆ 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- ◆ 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、お申し込みが必要です

以下から選択

✓ **医療機関で**

医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込めます



✓ **スマホから**

下記3つを準備

- 1 マイナンバーカード
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ
- 3 アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル



iPhone Android

マイナポータルにログイン

ログイン後、画面を下にスクロールし、青色のイラストの「健康保険証」を押す

✓ **セブン銀行ATMで**

必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き※

健康保険証利用の申込み

※ATMの機種によっては「各種お手続き」



- ・利用申込みが完了しましたら、マイナポータル上で登録状況のご確認をお願いします。
- ・「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」等に関するお問い合わせは、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル **0570-015-369** (8:30~17:15 土日祝日を除く) にお問い合わせください。

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません

※発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間、従来通り使用できるよう経過措置が設けられます。

令和6年12月末をもって協会けんぽ申請用紙の年金事務所への設置を終了します

現在、県内の年金事務所に設置している協会けんぽ申請用紙は、12月末をもって設置を終了します。協会けんぽの申請用紙は、ホームページからの印刷やコンビニエンスストアにあるマルチコピー機から印刷(申請書ネットプリント)することができます。詳しくは以下からご覧ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/>



※申請用紙の郵送をご希望の場合は、協会けんぽ佐賀支部までお問い合わせください。

健康への第一歩は健診から!



健診で変身

健診に行きマッスル!

健診を受けた後の行動を大切に!

健診

異常なし

引き続き毎年健診に行きマッスル!

生活習慣の改善

保健指導を受けに行きマッスル!

医療機関へ受診が必要

医療機関へ早期受診に行きマッスル!

毎年の健診受診を!



毎年健診を受診して、健康体を続けよう!

保健指導を利用しましょう!



メタボリックシンドロームのリスクのある40~74歳までの方を対象に、健康づくりの専門家である保健師等が寄り添ってサポートします。

医療機関へ早期受診を!



血圧・血糖値等が「要治療」、「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できていない方へ受診勧奨通知をお送りしています。

生活習慣病予防健診編



健診を受けてみんなで健康に 0:42



保健指導編



生活習慣病予防健診編 0:58



受診勧奨通知編



医療機関に早期受診 1:05



全国健康保険協会
協会けんぽ
佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル

お問い合わせ先

☎0952-27-0611

受付時間/平日8:30~17:15

もっと詳しく情報を
知りたい方は

コチラ
→

